

令和6年度第3回 帯広市国民健康保険運営協議会 議事録

1 日時 令和7年2月13日（木）19：00～20：00

2 会場 帯広市役所10階第6会議室

3 出席者委員 12名

被保険者を代表する委員

平田 とよ子 委員、高橋 久美子 委員、恩田 奈央 委員、辻 美帆 委員

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

大滝 達哉 委員、中村 貴徳 委員

公益を代表する委員

古田 裕 委員、朝日 照夫 委員、佐藤 英晶 委員、外崎 裕康 委員

被用者保険等保険者を代表する委員

矢録 秀春 委員、海野 真彦 委員

4 欠席委員 2名

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

石川 忠孝 委員、川上 義史 委員

5 議事録署名委員

高橋 久美子 委員、中村 貴徳 委員

6 傍聴者等 なし

7 事務局出席者 9名

石田 智之 市民福祉部こども健康担当参事、佐藤 淳 市民福祉部健康保険室室長、

青木 慶宏 国保課課長、服部 亮 国保課課長補佐、内藤 彩 国保課管理係係長、

谷口 結美 国保課給付係係長、岩佐 直子 国保課給付係主査、

溝江 圭介 国保課管理係主任補、浦島 一樹 国保課管理係係員

8 会議次第

（1）開会

（2）参事挨拶

（3）議事

諮問 国民健康保険料賦課限度額の改定について

報告 ①令和7年度国民健康保険会計予算（案）について

②被保険者証廃止に伴う対応について

（5）閉会

9 議事概要

1 開会

【事務局】 ただいまより、令和6年度第3回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日、石川委員、川上委員につきましては、都合により欠席する旨、連絡をいただいております。

大滝委員につきましては、現時点では出席のご予定ですが、少し遅れているようです。

それでは、これより先の議事進行につきましては、外崎会長にお願いいたします。

【会 長】 皆さん、お晩でございます。本日は先日の記録的な大雪で足元のとても悪い中、またお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

1週間前でしたら、この会議は開催できなかったかもしれませんね。昨日、会議のため札幌に出張していたのですけれども、先月末も会議があり、札幌は1メートル以上の積雪があって、大変だねというような話をし、帯広は積雪0だと言っていたのに、帯広の大雪大変だねという話になりました。皆さんもそうだと思うのですが、生まれてからここまで降ったのは初めてですよ。家から出られないし、道路にもたどり着かないし、道路まで行っても除雪されてないし、すごい状態だったと思います。

大きな事故もなかったということで、皆さんもこちらに来られて非常に幸いかと思います。

除雪も進んでいますので、苦労しないで帰れるかなとは思いますが、スムーズに進行を進めて参りたいと思います。

今日は、話題のマイナ保険証の説明があるようですし、高額療養費はちょうど今国会でも議論されておりますが、この件もあろうかと思います。

色々とその様な情報も含めて議事を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは石田参事よりご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2 参事挨拶

【参 事】 帯広市市民福祉部こども健康担当参事の石田でございます。

委員の皆様におかれましては、先週の記録的な大雪により交通事情にまだ影響が残る中、本日、夜分にも関わらず、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

皆様には、日頃から、本市の保険・医療をはじめ、市政全般にわたり、様々な見地から多大なるご支援とご協力を賜り、心からお礼を申し上げます。

医療保険制度をめぐる昨今の情勢としましては、皆様もご承知のとおり、昨年12月2日から、これまでの保険証にかわり、マイナ保険証を基

本とする仕組みへ移行したほか、国においては、健康な方を含めたすべての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る観点のもと、持続可能な制度とするべく、各種取り組みが進められています。

こうした状況の中、本日の本協議会の議題は、先にお示しさせていただいたとおり、国民健康保険料の賦課限度額の改定に係る諮問をはじめ、令和7年度予算案や、マイナ保険証への制度移行について説明をさせていただきます。

その詳細につきましては、後ほど、それぞれ担当からご説明申し上げますが、予算編成にあたりましては、1人当たり医療費が増加傾向にあることから、北海道に納める1人当たりの納付金も増加しており、帯広市としては収納率の向上や医療費の適正化をはじめ、基金の活用など、被保険者の負担抑制に意を用いたところでございます。

また、マイナ保険証への移行に当たっては、医療を必要とする方が引き続き必要な医療を安心して受けることができるよう、様々な機会を通じた制度周知に努めてきたところであります。

本日は本市としてのこうした取り組みについて、委員の皆様のそれぞれの分野からの忌憚のないご意見やご論議を賜りたく、よろしくお願いいたします。

結びになりますが、委員の皆様には、今後とも本市の国保事業の一層の健全な運営に向け、ご理解とご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

本日は、よろしくお願いいたします。

【会 長】 石田参事、ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。高橋委員、中村委員よろしくお願いいたします。

3 議事

諮問 国民健康保険料賦課限度額の改定について

【会 長】 それでは、議事に入ります。

まず、諮問事項を議題とします。1件の諮問事項がありますので、審議します。

国民健康保険料 賦課限度額の改定について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、国民健康保険料賦課限度額の改定につきまして、ご説明いたします。

保険料は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3区分を合算したのですが、それぞれの区分において、賦課限度額が、国民健康保険法施行令において規定されており、法定の賦課限度額が改定されました。

令和7年度におきましては、医療保険分を1万円、後期高齢者支援金分を2万円引き上げることとし、介護納付金分は据え置きとなります。帯広市では、法定の賦課限度額と同額としていることから、国の法定限度額の改定に合わせ改定することとし、条例を改正し、令和7年度分の保険料から適用しようとするものです。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 【会 長】 ただいま事務局の方から説明がございましたが、事前に質問、意見をお話ししておりましたがございませんでしたけれども、本日、質問、意見を取りたいと思いますので、挙手の上、発言をお願いいたします。
- 質問、意見が無いようですので、この件については諮問案通り承認することによってよろしいでしょうか。
- (異議なしの声)
- それでは、この国民健康保険料各限度額の改定については諮問の通り承認いたします。

報告 令和7年度国民健康保険会計予算（案）について

- 【会 長】 次に、「令和7年度国民健康保険会計予算（案）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

- 【事務局】 議題2 令和7年度国民健康保険会計予算（案）につきまして、ご説明いたします。
- 議案の2ページをご覧ください。
- 予算編成の前提となります制度改正についてでございますが、先ほど諮問いたしました賦課限度額の改定に加えまして、「保険料法定軽減基準額」が見直されました。
- 保険料法定軽減基準額につきましては、経済動向を踏まえ、本来対象とすべき世帯が引き続き対象となるよう、基準額を引き上げるものです。令和7年度は、被保険者等の数に乗じる金額が、5割軽減で1万円増の30万5千円、2割軽減で1万5千円増の56万円に改定されます。
- 2点目は、高額療養費自己負担限度額の見直しでございます。令和7年度から令和9年度にかけて段階的に見直しを行う予定であり、自己負担限度額を所得区分に応じて見直すとともに、所得区分の細分化を行うものです。
- なお、この数日の報道内容になりますが、国において、長期治療が必要な患者の負担を緩和するよう、当初案の修正を検討しているということですので、今後も国の動向を注視し、被保険者への周知など行ってまいります。
- 3ページ、4ページは現時点で国から示されている見直し内容となっており、3ページは70歳未満、4ページは70歳以上の方の自己負担限度

額について記載しております。

3 ページの 70 歳未満の方を例にご説明いたしますと、現在、限度額はア～オの 5 つに区分されておりますが、令和 7 年 8 月よりこの 5 つの区分の月ごとの限度額が引き上げられます。

令和 8 年 8 月には、5 つの区分が 13 の区分に細分化され、令和 9 年 8 月には更に限度額が引きあがります。

4 ページの 70 歳以上の方につきましても、同様の見直しが行われ、加えて外来特例の限度額も見直しが行われる予定です。

次に、5 ページをご覧ください。

令和 7 年度の被保険者数の見込みについてでございます。

国保の被保険者数は、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することなどにより、引き続き減少傾向となっております。被保険者に占める 65 歳以上の前期高齢者の割合は、令和 6 年度見込で 43.68%、令和 7 年度予算では 43.59% と減少するものとして推計していますが、高齢者の割合は高い状態が続いています。

次に、6 ページをご覧ください。

令和 7 年度の医療費の推計についてです。

令和 7 年度の医療費の総額は前年比 0.15% 減の 121 億円程度と見込んでおりますが、これは、1 人当たり医療費を前年対比 2.86% 増の 430,238 円と推計し、被保険者数を乗じたものでございます。1 人当たり医療費の伸び率は過去 3 か年の伸び率を平均し、推計しております。

なお、参考となりますが、疾病別の医療費割合は、平成 30 年度以降「新生物（これは「がん」が多くを占めています）」が最も高くなっており、その割合は年々増加しています。

次に、7 ページをご覧ください。

予算における保険料収納率につきましては、現年度分を 92.99% と見込んでおります。保険料負担の公平性や保険料水準の抑制のためにも、より一層の収納率向上に取り組む必要があると考えております。

次に、8 ページをご覧ください。

帯広市では現在、令和 6 年度から 11 年度までが計画期間となる「第三期データヘルス計画及び第四期特定健康診査等実施計画」に基づき、加入者の健康増進に取り組んでおります。

特定健診の結果によりますと、帯広市の国保加入者は、全国と比較して、血糖値が高い人、肥満の人の割合が多い傾向がみられます。このような地域課題の解決に向けて、糖尿病をはじめとした生活習慣病予防・重症化予防対策について、今後も重点的に取り組んでまいります。

また、保健事業以外の医療費適正化対策といたしましては、9 ページにありますように、重複頻回受診者等への指導、ジェネリック医薬品の使用促進などに取り組み、医療費の適正化につなげていきたいと考えております。

次に、国民健康保険事業費納付金につきまして、ご説明いたします。

都道府県単位化後の国保の財政運営は、北海道が全道で必要となる保険給付費や後期高齢者支援金などを推計し、各市町村の被保険者数・世帯数・所得水準などを考慮して、各市町村の負担すべき額が決定されます。

令和7年度は、北海道におきまして、将来の北海道全体の赤字や納付金の急上昇に備えるため、道の基金に18億円を積み増しすることを決めたことから、この分の財源も全道の市町村から集めることとなりました。

9ページ下の表では、令和6年度と令和7年度の北海道に納める納付金の額を比較しています。

被保険者数の減少に伴い、納付金も前年度より減っていますが、1人当たり納付金は約5,000円の増加となっています。

次に、議案10ページ・11ページをご覧ください

1人当たり保険料賦課額、保険料率の状況です。

試算値の算定にあたり、帯広市の国保財政調整基金を活用する前の1人当たり保険料賦課額は15万5,509円、前年対比で4.82%の増となりましたが、北海道が示す基準伸び率である前年対比2.44%増までの抑制に加え、先ほどご説明いたしました北海道が将来に備え基金に積み立てる費用につきましても、市の基金を活用し、あわせて

1億4,120万円繰入れることを見込んでいます。

その結果、帯広市の令和7年度の1人当たり保険料賦課額（太線囲みの表の下から4行目の数値になります）は15万53円、前年対比1.14%の負担増となる試算となりました。

また、令和7年度の保険料率は、所得割12.37%、均等割46,540円、平等割44,350円程度となるものと試算しております。

以上が、令和7年度の国民健康保険会計予算案の概要となります。

予算案につきましては、3月の市議会で審議される予定となっております。

説明は以上です。

【会 長】 ただいま説明がございました。本件に関しても事前の質問、意見はございませんでしたが、本日ここで何か気づいたことがありましたら、質問、意見を取りたいと思いますので、挙手の発言をお願いいたします。

【委 員】 高額療養費の件ですけれども、これは協会けんぽとかと同じように、世帯合算ですとか、複数回使う場合に安くなる数値などは、全健康保険制度が同じような感じなのかどうかというのを教えていただければという風に思います。

 というのは、先ほどもお話があった長期療養者の問題っていうのはこれから問題になってくるんだろうなと思うので、心配な方が一緒にいっぱいいらっしゃると思いますので、教えていただければという風に思います。

【会 長】	事務局の方から、制度の話だと思いますけど説明をお願いいたします。
【事務局】	高額準備費の見直しというところでございますけれども、こちらも国民健康保険に限った話ではなくて、その他の保険全般に波及するお話でございます。
【会 長】	大体制度としては同じような感じのいうことでいいですね。 1ヶ月に2つの病院で高額療養費がそれぞれ発生した場合はとか、そういうのも当然対象になりますね。 その場合は、マイナンバーカードでわかるようになって、自動的にこれされるようになるのかなという点もお聞かせください。
【事務局】	マイナ保険証を使って受診された場合、同じ病院の場合でしたら、そこでの受診履歴が合算されて限度額を超えないように窓口でお支払いするときにはできるのですが、2つ以上の病院での合算を医療機関で行い、超える支払いを窓口でしませんという風にはまだなっておりません。 この場合は、後日に申請していただいておりますことになります。
【会 長】	組合けんぽと同様に世帯合算だったり、4ヶ月目からの多数回該当などは同様という風に理解しました。 他にございますか
【委 員】	8ページ、9ページの医療費適正化対策について、具体的な取り組みでジェネリック医薬品の使用促進の部分があるかと思います。 現状、ジェネリック薬品の供給が非常に不安定になっていまして、よくはがきを持ってきて、患者さんがこのジェネリックに変えたいんですけどというお話されるのですけれども、昨年の11月から選定療養というのも始まりました。 そうなると、例えば張り薬、やっぱり安い方がいいって皆さん安い方に一度移行したのですが、実際には全国でジェネリック品が出回ってしまって、生産が追いつかなくてまた先発品に戻るという現状が正直あります。 もしまたハガキを出されることがありましたら、薬剤師会としても、どのような現状ですよということをお伝えしたいので、ハガキを出す前には是非ともお声がけしていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。
【事務局】	ジェネリックの通知を年に2回送付させていただいております。 その中で、ジェネリックに変えた時にはこれぐらいの効果がありますよという内容がありますけれども、委員からございましたとおり、ジェネリック医薬品の供給不足が数年前から続いている状況がございますので、通知の方にも、ジェネリックを希望いただいても提供できない場合がありますという、一文は添えさせていただいているところです。委員の方からもこのようなご意見いただいておりますので、送付する前にご相談させていただければと思います。ありがとうございます。

【委 員】	医療費適正化対策の特定健診のところですけども、無理なお願いではあるかもしれませんが、私も自営業で国保になっておりまして、協会けんぽなどは、法律で義務付けられているので、健康診断を実施して、ほぼ100パーセント受けているのではないかな。 これ自己責任といえば自己責任なのですけども、やっぱり受けるのを忘れて、1年以上経ってしまうということもあります。このような事になるべくないようにしたら方が良いのではないかなというところで、色々ハガキもいただき、電話もいただいております、いつもありがたく思っているんですけども、保険制度に差があって、特に大事な健康診断というのは差が出ないようにしていただける更なる取り組みをお願いしたいと思います。 すぐに何をということではないのですが、いつも気になっているところでもありますので、今後検討していただければという風に思います
【事務局】	特定健診の受診勧奨の部分になりますが、おっしゃられます通り、受診していただくことで、早期発見、早期予防につながって医療費の抑制につながられるという風に我々も認識しておりますし、そちらに向けて、様々な取り組みをしております、8ページですね、具体的な取り組みというところにあるのですけれども、ハガキですとか、家庭の訪問ですとか電話の勧奨ですとか、動画を作って配信だったりさせていただいております。 やはりどうしても、若い方の受診率が上がらないというところがあり、全体に比べるとやや低いというところが課題という風に感じております、そういった方のために、集団健診会場は土曜日でも受診できるようにですとか、来年度には、委託で電話をかける件数を増やしていこう。できるだけ多くの方に特定健診の受診をしていただきたいというところで、今後も様々な取り組みを続けていきたいと思いますので、委員の皆様の方からも、こういう取り組みがあればというご意見あれば、お聞かせいただければと思っております。ありがとうございます。
【会 長】	他にございませんか。なければ、この辺で質問、意見の方を終わらせていただきたいと思います。
報告 ②マイナ保険証への制度移行について	
【会 長】	次に、マイナ保険証への制度移行についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。
【事務局】	では、マイナ保険証への制度移行について、説明します。 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等」の一部改正により、令和6年12月2日より保険証の新規発行は行わず、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

医療機関の受診方法につきましては、図のとおりとなっております。マイナ保険証をお持ちの方には、保険証の有効期限が切れる前に資格情報を確認できる「資格情報のお知らせ」を交付します。顔認証付きカードリーダー等が使用できない医療機関を受診するときは、マイナ保険証と併せて「資格情報のお知らせ」を窓口に提示することで受診できます。

また、電子証明書の有効期間満了日から3か月の間は、通常どおり暗証番号の入力や顔認証等により本人確認を行うことを前提として、手元にあるマイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことができます。

つづきましてマイナ保険証の利用率についてです。マイナ保険証登録率など帯広市におきましては全国よりも高くなっています。

次に、令和7年度の資格確認書等の更新についてですが、現行の保険証の有効期限が切れる令和7年7月31日より前に、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を申請によらず送付し、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を送付します。

また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナンバーカードでの受診等が困難な高齢者や障害をお持ちの方は申請していただくことで、資格確認書を交付いたします。

マイナ保険証に係る制度周知についてですが、帯広市におきましては、広報おびひろ、ホームページへの掲載など記載している機関等に、不安感を払拭するため周知を行ってまいりましたことから大きな混乱もなく今日までできています。今後も被保険者が安心して医療を受けられるよう、国の動きを注視しホームページ等で周知に努めてまいります。

【会 長】 ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか？

【委 員】 マイナ保険証は我々も運用を始めてますけれども、懸念しているのは訪問診療のところで、認知症など金銭管理等ができない方がマイナ保険証をどういう風にするかというところを、施設が考えをまとめているところだと思います。イメージとしては、12ページの括弧4の2つ目で、例えばそういう認知症等で自己管理ができない方で、施設側もマイナンバーカードを預かるわけにはいかないというような状況であれば、何か申請して資格確認書をもらって、資格確認書であれば施設で管理するというような、そういう形になるのは理想なのでしょうか。

【事務局】 委員の方からございました通り、実際に資格確認書の交付申請をいただいています。

 その中で、施設の方がマイナンバーカードを預かるのはできないというような事情で交付申請をされる。

 もしくは、マイナ保険証を作っているんですけども、マイナ保険証を作っていると資格確認証が交付されないの、マイナ保険証の利用登録を解除することによって、資格確認書を交付するという、そのような形で資格確認証を管理していただいているというところがあると聞いております。

【委 員】	つまり、元気だった方が認知症等で施設入った場合は、マイナ検証を解除して確認書をもらう。もらって入所するっていうことになるケースが増えるだろうということですね。
【事務局】	そうですね。マイナ保険証をお持ちになっても、高齢ですとか障害という方で申請をいただくと、マイナ保険証を持ちながらも資格確認書を保有できるという制度と、マイナ保険証自体を解除して、資格確認書の交付を受けるという2通りあるんですけれども、いずれかの方法で、そのような方は資格確認書の交付を受けているというところになります。
【委 員】	マイナナンバーカードを持っていて、保険証登録っていうのをしていない人っているのですか。 よくその話になるのですが、カードは持っているけど登録しているかどうか分からないという方がいらっしゃるので、そこが1つ知りたいのと、例えば国民健康保険になりました。手続きに行きました。マイナナンバーカードの登録もしてありますって人がいると思うんですけれども、実際これっていつから医療機関とか言って使えるのかな。 何日かタイムラグがあるような気がします。 でも、マイナナンバーカードを持っていれば保険証出ないですよ。 それじゃあ保険証、それをマイナ保険証使えるのかどうかっていうことなんですけど、この辺で、どうしたらその本人はわかるんだろうっていうのは結構気になる場所なんです。
【事務局】	保険証の利用登録のお話があったと思うんですけれども、そちらの12ページの括弧3番ですね、マイナ保険証の登録率が記載されておまして、帯広市は11月、昨年11月時点で約64パーセントと、全国より若干高い状況となっております。 利用登録というのは、ご自身のスマートフォンですとかパソコンですとか、そのマイナポータルからですね、個人でもできるんですけれども、登録されてからですね。 それが、オンラインの資格システムが反映されて、実際にその医療機関でかざした時にですね、個々の被保険者ですよっていうその情報が入るまでにやはり5日ぐらいかかるということになります。 帯広にも住んでいて、国保にも加入しているけれども、マイナナンバーカードに保険証を結びつけてないという場合は、病院の顔認証リーダーでその場でできます。
【会 長】	他にございますか。だいぶ理解しました。 なければ、議題以外にも何かありますか。
【委 員】	今回送っていただいた資料の中に、国保のしおりが入っていて、見ましたら非常に色々細かく書いてあるんですけれども、これは実際どんな場所に行ったらもらえたりするのかなっていうのがまず1点と、高齢者が読むにはちょっと字が小さいと思ったんですけれども。

【事務局】 しおりにつきましては、基本的に保険証を7月末に更新している時に、全ての世帯に同封させていただいております。あとは、新規で加入されるという方には、窓口で交付しております。

字が小さくて見づらいというところがございますけれども、ちょっと情報量ですとか内容を精査して見やすいようなものができればという風に、次年度を向けて検討していきたいと思います。ありがとうございます。

【会 長】 他に何かございますか。無いようですので事務局から何かございますか。

【事務局】 次回、令和7年度第1回の運営協議会の日程につきましてご案内いたします。

回りの会議は、5月下旬を予定しております。内容につきましては、令和7年度の国民健康保険料率についてとなる予定でございます。

開催案内につきましては、開催の1ヶ月前位を予定しております。よろしく願いいたします。